

「医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6（歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む。）に掲げる手術」の件数
（2024年1月～2024年12月）

1. 区分1に分類される手術	
ア. 頭蓋内腫瘍摘出手術等	0 件
イ. 黄斑下手術等	0 件
ウ. 鼓室形成手術等	0 件
エ. 肺悪性腫瘍手術等	0 件
オ. 経皮的カテーテル心筋焼灼術	0 件
2. 区分2に分類される手術	
ア. 靱帯断裂形成手術等	7 件
イ. 水頭症手術等	0 件
ウ. 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0 件
エ. 尿道形成手術等	0 件
オ. 角膜移植術	0 件
カ. 肝切除術等	0 件
キ. 子宮附属器悪性腫瘍手術等	0 件
3. 区分3に分類される手術	
ア. 上顎骨形成術等	0 件
イ. 上顎骨悪性腫瘍手術等	0 件
ウ. バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0 件
エ. 母指化手術等	0 件
オ. 内反足手術等	0 件
カ. 食道切除再建術等	0 件
キ. 同種腎移植術等	0 件
4. その他の区分に分類される手術	
人工関節置換術	80 件
乳児外科施設基準対象手術	0 件
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	0 件
冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む。） 及び対外循環を要する手術	0 件
経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除及び経皮的冠動脈 ステント留置術	0 件